

## 飲酒運転 同乗者に実刑

## 「市民の意見反映」

裁判員会見

飲酒事故の同乗者2人に懲役2年の実刑を言い渡した14日のさいたま地裁判決の後、裁判員3人と補充裁判員2人が記者会見した。量刑について60代の女性裁判員は「いろいろ悩んだが、事故の悲惨さと、ふだんから飲酒運転をしていたという両被告の生活態度から判決を出した。社会常識で考えた市民の意見が十分反映されたと思う」と話した。

反省の態度が見られないことが残念だった」と語った。また、会社員の男性裁判員(42)は同乗者に危険運転致死傷の幫助罪を適用したことについて「証拠に基づいて結論を出したが、この判決が他の全ての事件に当てはまるとは思わない」と語った。

事故で亡くなった、埼玉県行田市の自営業小沢義政さんと妻の雅江さん(ともに当時56)の遺族4人は「懲役2年はあまりに短い」として、地検に控訴するよう申し入れた。長男の小沢克則さん(34)

ずれも高校1年の学生で、女子学生は搬送先の病院で間もなく死亡した。男子学生(16)も全身を強く打ち、意識不明の重体。

長岡署によると、死亡したのは物質工学科の佐藤史歩さ

かったという。同署は、2人が倒れているのを見つけた男性教員が直前に「ドスン、ドスン」という音を聞いていることから、2人が大講義室の窓から転落したとみて調べている。

は記者会見で「量刑には納得いかないが、父母には『実刑は世の中に伝わり、被害に遭う人が減ってくれると思う』と伝えたい」と話した。

2人を同罪で起訴したさいたま地検の信田昌男次席検事は判決後、「裁判員による真摯な判断の結果と受け止めている」との談話を出し、控訴するかどうかは「未定」とした。一方、同乗者の弁護士は記者会見し、「飲酒運転は誰もが憎むものだが(運転を了

解・黙認したこと)立証は不十分。あやふやなことで人を処罰してはいけない」と述べて控訴する方針を示した。

判決について、元判事で裁判員制度についての著書がある西野喜一・新潟大法科大学院教授は「飲酒運転の同乗者に対する罪としては、実刑は大変重い。市民が処罰感情を率直に表し、一罰百戒の意味を込めたのではないか」と分析した。小佐井良太・愛媛大法学部准教授(法社会学)は「悪質な同乗者へも重い刑事責任を問う裁判例になる」と評価する。一方、交通事件に詳しい高山俊吉弁護士(東京弁護士会)は「共犯の概念の拡大解釈につながりかねない」と懸念を示した。

1999年に東名高速を乗用車で走行中、酒酔い運転のトラックに追突され、幼い娘2人を失った井上郁美さん(42)は今回の判決について「同乗者は飲酒運転のブレーキにならなきゃいけない、と(いふ)」と語った。